

台東区公衆浴場助成事業の拡充について

1 現 状

公衆浴場に対して、区民の保健衛生の確保のほか、世代間のふれあいや高齢者の入浴機会の確保、災害時の協力等の期待が大きくなっている一方で、平成19年に40浴場あった区内の公衆浴場が、令和7年には20浴場と著しく減少している。

都の調査によると、令和7年の修繕費等に要する経費が平成19年と比較して約1.3倍に増加していることや区内浴場数の減少などからも助成効果が減少していることが考えられる。また、現在、実施している台東区公衆浴場設備改善助成(以下「設備改善助成」という。)で実施する工事のほとんどが、台東区公衆浴場活性化事業助成(以下「活性化事業助成」という。)で対応できる内容となっており、助成対象工事の明確な違いがなくなっている。

2 拡充の方向性

実態に即した利用しやすい助成制度にするために、設備改善助成を廃止し、耐震化に関する工事を対象事業に加え、活性化事業助成を拡充することで、公衆浴場の経営の安定と振興を図り、現在の公衆浴場数を維持し区民の保健衛生の確保に努めるものである。

3 拡充内容

助成項目（補助率）	1浴場あたり助成限度額（下限対象経費）	
	現在	令和8年度
設備改善助成 (1/2)	80万円（10万円以上）	助成の廃止
活性化事業助成 (3/4)	① 200万円(15万円以上)	① 350万円（5万円以上） ② 200万円
① 設備機器の設置又は改善等		
② 耐震化事業への助成※1		

※1 東京都「公衆浴場耐震化促進支援事業補助金」を活用した場合の事業者負担分の助成

4 予算額（案）

歳出 45,724千円

5 今後の予定

令和8年4月 事業実施